



上川路会計通信



税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

■支店 名山町鹿兒島ビル事務所



第287号

代表
上川路 長生

ごあいさつ

迷走台風

世界中で今年の7月は、気温が高く過去最高と世界気象機関は発表しました。国連のグテーレス事務総長は、「地球温暖化の時代は終わり地球沸騰の時代が来た」と警鐘を鳴らして話題となりました。日本中が命に危険のあるうだるような暑さに対応を迫られる中で、8月には2つの台風が日本列島を襲いました。台風6号は“迷走台風”となって沖縄・奄美地方に居座り沖縄・九州地方に被害を与えながら、通り抜けていきました。続いた台風7号は、関西・山陰地域に上陸して、お盆休みを楽しみにしていた観光客を混乱させたのです。異常な気候変動は、一年を通して世界各地で起こる大規模災害の要因となっています。米ハワイ・マウイ島で起きた山火事は死者が100人を超えて、行方不明者も350人を数えるという、アメリカ史上100年に一度の大惨事となってしまいました。強風が吹きつけて熱く乾いた大地を焼き尽くしてしまったのです。

12年前に大津波によって引き起こされた東京電力福島第一原子力発電所事故により、たまり続ける処理水について、政府は8月24日に海洋放出を始めることを決定しました。これまで『関係者の理解なしに、いかなる処分も行わない』と漁業関係者と約束していただけに、対応におわれていました。処理水を放出すれば風評被害が広がる恐れがある一方で、保管が長引けば復興の足かせになり住民の帰還が遅れかねないと、苦渋の決定となりました。風評被害の懸念は払拭されないままに、今後放出は少なくとも30年は続くだけに、岸田首相は「今後数十年の長期にわたることも、処理水の処分が完了するまで政府として責任を持って取り組む」と明言しました。

これまで処理水を“核汚染水”と発言してきた中国は、すぐさま『日本は国際社会の正当で合理的な懸念を直視し、周辺国をはじめ利害関係者と十分に意思疎通を図るべきだ』と放出に反発したのです。『あらゆる必要な措置を取る』との談話を表明して、水産物の輸入を24日より全面的に停止すると発表しました。香港政府も福島や東京など10都県の水産物輸入を禁止しました。日本の水産物輸出総額のうち全体の40%は中国・香港向けで、水産業界にとって大きな打撃となりました。日中間には、台湾を巡る対立

目次

ごあいさつ “迷走台風”	…1P
税務カレンダー	…2P
2023年9月・10月の経理・税務チェックリスト	…3P
会計・税務のQ&A! “仕入インボイス確認事項”	…4・5P
事業承継・成長戦略のためのM&A情報Vol.3	…6P
第22回 KSCセミナー電子帳簿保存法セミナーのご報告	…6P
職員コラム 今月の担当：藤田 信夫	…7P
随想 “『海の恵み』上川路 美恵野”	…8P

や多くの懸案事項が横たわっていて、日々悪化する中で中国の強硬姿勢で、今後の中国との貿易政策は難しくなってきました。

女子サッカーワールドカップでの、なでしこジャパンの活躍に「やるじゃないか」と期待を膨らませたファンは多くみられました。強敵スペインに圧勝してノルウェーに惜敗、ベスト8で涙を飲みました。予選で日本に完敗したスペインは、決勝でイングランドを破り初優勝を飾りました。なでしこジャパンの実力を世界に証明して、パリ五輪の活躍が楽しみな若き才能が花開いた大会となりました。

高校球児憧れの聖地甲子園に登場した鹿兒島代表の神村学園は、“神村劇場”といわれる程の旋風を巻き起こしました。難敵を次々と撃破して準決勝に勝ち進み、昨年優勝の仙台育英に敗れて、強烈な印象を残して甲子園を去りました。戦うごとに力をつけて、はつらつとしたプレーに拍手を送りました。郷里が同じ指宿の上川床勇希選手には、一際大きな応援をして炎天下の楽しい夏となりました。

あらかじめお知らせしたように、『甲南永山支店』は8月24日から『下荒田本店』に統合して事業を継続することになりました。支店として3年過ぎて環境も整えて、時期を得て合流となりました。永山彰久税理士の新しい感性で、“恕”の理念のもとに事務所に維新の新風を、吹き込んで欲しいと願っています。
(令和5年9月吉日)



2023年9月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11 	12	13	14	15	16
17	18 	19	20	21	22	23 
24	25	26	27	28	29	30
10/1 	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7

〈7月決算会社申告書提出〉

10月2日まで

- ・7月決算法人の確定申告
- ・1月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 10月決算法人 第3四半期分
 - 1月決算法人 第2四半期分
 - 4月決算法人 第1四半期分
- ・1・4・7・10月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税及び地方消費税）
- ・消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告

9月11日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付

2023年10月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9 	10 	11	12	13	14
15	16 	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31 	11/1	11/2	11/3	11/4

〈8月決算会社申告書提出〉

10月31日まで

- ・8月決算法人の確定申告
- ・2月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 11月決算法人 第3四半期分
 - 2月決算法人 第2四半期分
 - 5月決算法人 第1四半期分
- ・2・5・8・11月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告

10月13日（金）は職員研修の為、終日職員が不在となります。ご迷惑をお掛け致しますが、宜しくお願い致します。

10月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付

10月16日まで

- ・特別農業所得者への
予定納税基準額等の通知

10月中において各都道府県・
市町村の条例で定める日

・個人の道府県民税および市町村民税の第3期分の納付

2023年9月の経理・税務チェックリスト



中間決算の検討

□ 3月決算の会社は、9月で期央になりますので、上期の実績から年度収支計画と進捗状況を検討し、年度計画達成に向けた取り組みを強化しましょう。中間期末から二か月後となる中間申告納付について資金繰り等を確認しておきましょう。中間申告による税額は原則として前年度の実績による予定税額ですが、仮決算により中間申告をすることも可能です。業績や資金繰りを考慮し、必要に応じた検討を進めましょう。

資金繰り計画の策定

□ 年末、年度末に向けて資金繰り計画を策定します。年末は歳末セールや賞与支給などもありますので、資金繰りに注意し、早めに検討・対策を行いましょう。また、取引先の売掛金回収の確認も行っておきましょう。

社会保険料定時決定結果の反映

□ 7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。従業員の給与からの社会保険料控除(翌月控除、当月控除)については各々の取扱いをご確認ください。

中間決算棚卸の実施

□ 実地棚卸は、一般的に決算期末に実施しますが、3月決算の企業が中間決算で棚卸を行う場合は、9月中に実施することになります。作業方法等は前もって担当者に指示し、効率よく進められるようにしましょう。

2023年10月の経理・税務チェックリスト

3月決算法人の中間申告の準備

□ 3月決算で中間申告が必要な法人は、11月の決算応当日までに中間申告と納税を行います。

最低賃金額の変更

□ 今月より、地域別最低賃金額が変わります。各都道府県によって適用となる月日が異なりますので、金額および発効年月日を確認しておきましょう。10月6日からの鹿児島県の地域別最低賃金は897円です。(特定最低賃金は除きます)。

社会保険料定時決定結果の反映

□ 7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。従業員の給与からの社会保険料控除(翌月控除、当月控除)については各々の取扱いをご確認ください。

2023年10月1日インボイス制度開始

□ 消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。インボイス制度導入後は、一定の要件を満たしたインボイス(適格請求書)を売り手が買い手に発行し、双方がインボイスを保存することで、消費税の仕入税額控除が適用されるようになります。

□ インボイス(適格請求書)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには登録申請が必要です。10月1日(日)から登録を受けるためには、9月30日(土)までに申請書を提出する必要があります。※9月30日は土曜日ですが、10月2日(月)まで期限は延びません。

- ・e-Taxの場合、9月30日(土)の23:59:59までの受付
- ・郵送の場合、9月30日(土)の通信日付印のあるものまで
- ・窓口提出の場合、9月29日(金)の閉庁時間(17:00)まで

4~5Pの会計・税務のQ&Aも併せて
ご確認ください。

会計・税務のQ&A!



テーマ『仕入インボイス確認事項』

令和5年10月1日よりインボイス制度が導入されます。インボイス制度導入後は、一定の要件を満たしたインボイス（適格請求書）を売り手が買い手に発行し、双方がインボイスを保存することで、消費税の仕入税額控除が適用されるようになります。つまり、インボイスではない請求書では仕入税額控除が受けられなくなります。今回は、仕入インボイスの確認すべき注意事項を見ていきたいと思います。

国税庁HP参照

仕入インボイスの確認事項



- ・取引先等から受け取っている書類の把握、確認
- ・取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認 ⇒①
- ・納品書や請求書、領収書でどの書類をインボイスとするか(要件を満たしているか)取引先と確認・相談 ⇒②
- ・インボイスの保存方法の決定(紙保存、スキャンして保存、電子取引データの保存 等)
- ・会計ソフトへの対応状況の確認
- ・社員への周知(受け取ったインボイスが要件を満たしているのか確認できるよう研修等で周知)

① 取引先が適格請求書発行事業者であるかの確認

「[国税庁適格請求書発行事業者公表サイト](#)」では、交付を受けた請求書等に記載された登録番号を入力して検索する方法により、適格請求書発行事業者の氏名・名称や登録年月日などの公表情報を確認することができます。

相手方から交付を受けた請求書等に記載がある登録番号に基づいて、検索を行った結果、該当する公表情報がない場合（交付を受けた請求書等の記載内容と異なる情報が表示される場合を含みます。）、請求書等に記載された登録番号が誤っている可能性などがありますので、まずは、相手方に確認しましょう。

※適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入れについては仕入税額控除を行うことができません。ただし、令和11年9月末までは、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

【国税庁適格請求書発行事業者公表サイト】

このサイトでは、適格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。 [法人番号を検索したい場合はこちら](#) >

🔍 **登録番号を検索する**

登録番号（「T」を除く13桁の半角数字）を入力して「検索」ボタンを押すと、検索結果が表示されます。一度に10件まで検索することができます。

検索方法について調べたい場合は、「ご利用方法について」を押してください。

> [ご利用方法について](#)

登録番号

T 1234567890123 0桁

登録番号でまとめて検索する +

検索 クリア

国税庁の情報

最新情報

登録番号

T7000012050002

※ 設立登記法人など法人番号が指定されている場合は、「法人番号公表サイト」において登録番号の「T」を除いた13桁の番号で検索することができます。

[法人番号公表サイトへ](#)

氏名又は名称

国税庁

登録年月日

令和5年10月1日

本店又は主たる事務所の所在地

東京都千代田区霞が関3-1-1



適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者が、適格請求書又は適格簡易請求書と誤認されるおそれのある書類を交付することや、適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書又は適格簡易請求書を交付することは禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

② 受け取った書類の種類や様式の確認

●一般的なインボイス(適格請求書)

請求書や領収書等、1枚でインボイスの記載要件を満たすもの。現行の請求書等(区分記載請求書等)に、登録番号や適用税率、税率ごとに区分した消費税額等を追記したもの。

請求書

△△商事(株)
登録番号 T012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

△△御中 ← ⑥

① 登録番号 T012345...

② 11/1

③ 2,000円

④ 8%対象 消費税 3,200円

⑤ 消費税 11,200円

③ → * 軽減税率対象

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号は記載されているか

② 課税資産の譲渡等を行った年月日は記載されているか

③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(軽減対象品目はその旨)が記載されているか

④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率は記載されているか

⑤ 税率ごとに区分した消費税額等は正確に記載されているか

⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称は記載されているか

●簡易インボイス(適格簡易請求書)

いわゆるレシート類。適格請求書発行事業者が、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う次の事業を行う場合には、適格請求書に代えて、適格請求書の記載事項を簡易なものとした簡易インボイスを交付することができる。

- ① 小売業 ② 飲食店業 ③ 写真業 ④ 旅行業 ⑤ タクシー業 ⑥ 駐車場業(不特定かつ多数の者に対するものに限る)
⑦ その他これらの事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業

スーパー○○

東京都...
登録番号 T123456...

XX年11月30日

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
お預り		¥1,000
お釣		¥126

① 登録番号 T123456...

② XX年11月30日

③ 8%対象 ¥324

④ 10%対象 ¥550

⑤ 軽減税率対象

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号は記載されているか

② 課税資産の譲渡等を行った年月日は記載されているか

③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(軽減対象品目はその旨)は記載されているか

④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額は記載されているか

⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率は記載されているか



記載事項に不備があった際は、インボイスを発行した取引先に修正もしくは再発行を依頼しましょう。受け取った側が修正、追記をすることはできません。

詳細は国税庁ホームページ等でご確認下さい！



事業承継・成長戦略のための M&A情報 Vol.3

今回は、経産省中小企業庁の指針を参考に、第三者承継（M&A）による事業承継の検討を必要とする企業の実態をご紹介します。経営者の高齢化が進む中、行政の取組の方向性をご確認いただけましたら幸いです。

M&A基礎知識

【その3】事業継承者の実態と行政の取組

○中小企業経営者の2025年における年齢



- ◆ 法人版事業承継税制の抜本拡充
- ◆ 個人版事業承継税制の創設

第三者承継支援の抜本的拡充が必要

第三者承継の可能性のある者※
約60万者
10年間の集中実施期間では、
年間6万者以上
※中小企業の黒字廃業比率（49.1%）

今後の取組

- ◆ マッチング支援の強化
 - ✓ 事業引継ぎ支援センターの体制強化
 - ✓ データベースを活用した全国大でのマッチング強化
- ◆ 第三者承継促進税制の創設

- ◆ 気付きの機会の提供
 - ✓ 事業承継診断・専門家派遣の取組強化

- ◆ 事業承継補助金の拡充
 - ✓ ベンチャー型事業承継など、新規性の高い取組への支援重点化
 - ✓ 廃業時の処理費用も支援

（参1）経済産業省における今後の取組みについて 令和元年11月22日

2019年、中小企業庁の指針によると、2025年までに70歳以上となる経営者のうち、第三者承継（M&A）の可能性があるとされる数は60万者と推定されています。

中小企業庁は、10年間で60万者の第三者承継による事業の存続を目指しており、**官民合わせて年間6万件のM&Aを目標**としています。

2021年4月の中小企業庁「中小企業の経営資源集約化等に関する検討会とりまとめ」によると、『中小M&Aの実施件数は右肩上がり増加しており、足下では**年間3～4千件程度実施されている**と考えられている。また、感染症の影響下においても高水準を維持している。』との報告があります。

個別相談会受付中です

現在、関与先様の事業承継・成長戦略等の様々な経営課題についてご相談を受け付けております。税理士法人上川路会計では、日本M&Aセンターとの提携によりM&Aを活用した経営課題解決をサポートする体制を整えています。

ご相談は監査担当者へ、どうぞお気軽にお声がけ下さい。

M&Aに関するご相談は税理士法人上川路会計へ！

～ 第22回 KSCセミナーのご報告 ～



『電子帳簿保存法セミナー』

講師：公認会計士・税理士 **堀下 聖仁** 先生

令和5年9月7日(木)、『電子帳簿保存法セミナー』を鹿児島市国際交流センターにて開催いたしました。電子取引データの保存義務化の要件や令和5年度改正の新たな猶予措置等について、小冊子を使って分かりやすくご説明いただきました。

大変多くの方にご参加いただきました。お忙しい中ご参加いただいた皆様、誠にありがとうございました☆今後もセミナーの開催を予定しておりますので、是非ご参加ください♪

電子帳簿保存法とは？

●国税関係の帳簿や書類を電子的に保存する際の要件等について定めた法律です。

●2022年の電子帳簿保存法改正

3種類のデータ保存のうち、「電子帳簿等保存」と「スキャナ保存」は任意ですが、改正により「電子取引データ保存」が義務付けられました。

取引先から受け取った書類も、自社が発行した書類も、電子取引を行った書類についてはすべて電子データでの保存が必要になり、さらに、保存に際しては、一定の要件をすことが必要です。

令和6年1月より義務化

職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつマイブームについて紹介していきます。
職員それぞれの個性を楽しんで頂ければ幸いです☆



テーマ：「朝参り」

今月の担当：経営支援部 藤田 信夫

数年前、知り合いの方から「日の出すぐくらいの時間に植物はいちばんいい空気を出します。特に樹木がある場所を散歩すると、とても健康にいいですよ」と勧められました。

とはいえ、住んでいるのは街の中。樹木のある場所なんてどこにあるの？といういろいろ考えた末、出た結論が「神社の境内ならたくさん木が植えてあるじゃないか！」でした。

幸いに、家の近くに昔ながら

の「鎮守の森」がある神社が2社あります。早起きできた日は、その2社にお参りするのが習慣となりました。

いつも小銭を賽銭箱に納めて二拝二拍手し、その後二つ三つの願い事をして。一拝。

その時により願い事の内容は違いますが、最初の願い事は必ず「今日も無病息災でありますように」です。無病かといわれると怪しいところではありますが、なんとか今日まで息災に過ごせております。

みなさまも、たまには無病息災を願い、お参りをされるのもいいのではないのでしょうか。



随想『海の恵み』 上川路美恵野



残暑厳しく夏去りやらぬ9月の始まりです。とはいえ、夜には月の輝きが増し、物悲しい虫の音が秋の訪れを告げています。4月始まりの法人では早くも中間、折り返しの月となりました。

そして、10月からいよいよインボイス制度が始まります。課税事業者も免税事業者も納税額への影響、経理手続きの変更など大きな影響があります。試行錯誤の部分もあるでしょうし、実際に体験してみればじめてわかってくることもあるかと思えます。

何かと課題も指摘され事業所の負担も大きいインボイス制度ですが、一消費者の立場、私たち一人一人が日々のお買い物で負担している消費税が漏れなく国庫等に納められることをインボイスによって担保するという視点では意義のあることともいえます。

この機会に、業務や取引について改善すべきことを見つけ出せるかもしれません。ご不明な点、気になることなどあればお気軽にご相談ください。

さて、先月、コロナ禍以来の家族旅行で東京に行って参りました。

その際に上野の国立科学博物館に行き、特別展「海—命のみなもと」を見てまいりました。

「海を知り、未来を考える。」と題して、太古、この地球に「海」が誕生したときから現在まで、海から生まれた命が多様な生物へと進化した様子、それらの生物と人と海との関わりを多彩な切り口で紹介する展示です。

「海と生命のはじまり」「海と生き物のつながり」「海からのめぐみ」「海との共存、そして未来へ」というテーマで、はやぶさ2が大冒険の末に持ち帰った小惑星リュウグウの試料や、天井を突き破るような高さ4.7mのナガスクジラの上半身標本等々見どころがたくさんありました。

そして、やはり、人間の活動が与える環境の変化が海にもたらす影響、すなわち水産資源の枯渇、海洋酸性化、貧酸素化、海洋プラスチック汚染などについての展示は人間の一人として色々と考えさせられました。

直近では原発処理水の放出問題もあり海は横（海流）にも縦（海面から深海）にもつながりがあるだけに懸念しています。

この展示で学んだ概念の中に「海の生態系サービス」というものがあります。生態系サービスとは、私たちが受け取っている自然からの恵みのことです。生態系サービスは、食べ物や燃料、薬など直接利用する「供給サービス」、水質の浄化や気候の調整など環境や生態系のバランスを保つ「調整サービス」、技術や伝統、芸術を育む「文化的サービス」に分けられるそうです。

鹿児島は、離島があり広々とした大海原、そして穏やかながら思いのほか深さのある錦江湾を抱え、特に中心市街地のすぐ近くに海があるという珍しい特徴もあります。

あまりにも身近にありすぎてその恩恵を忘れがちですが、私たちは「海」とどのように向き合っていくべきなのか、子供たちも海の恵みを受け取ることができるために多様な面から検討していかないとはいけません。



美恵野

秋の日のフェリー「椰子の実」くちずさむ口遊ぶ



連絡先：税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

(旧 甲南永山事務所)

Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

■支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

URL <http://kamikawaji-kaikai.com/>

上川路会計

検索

編集後記

9月に入り、多少暑さが和らいできましたが、まだまだ残暑厳しい日々が続いています。子どもたちはこの炎天下の中、運動会の練習を毎日頑張っています。水筒もすぐ空になってしまうので、追加用のペットボトルを持ってきてほしいとの事。私が子供の頃の夏と比べると、気温はもちろん、日差しもかなり強くなっている様な気がします。熱中症のニュース等も良く見るので、疲れて帰ってくると少し心配ですが、食事・水分・睡眠をしっかり取って、何とか頑張って乗り切りたいです。

編集委員 上川路美恵野 清水 関 鶴田 島中(由) 横山

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

